

部長及び参事官
殿
所 属 長

生企発第400号
(人対、地域、少年)
令和4年5月12日
5年保存(口訓)
本 部 長

「通学路安全の日」の実施について(通達乙)

県警察では、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年県条例第9号。以下「条例」という。)及び「通学路安全の日」の実施について(通達乙)(平成29年3月15日生企発第193号。以下「旧通達」という。)に基づき、通学路等における子供の安全対策として毎月第三木曜日を「通学路安全の日」に指定し、地域住民及び防犯ボランティア団体等、県民の協力を得ながら各種活動を実施しているところである。

これらの取組により、刑法犯の認知件数は減少傾向にあるところ、誘拐等の凶悪犯罪に発展する危険性がある子供への声かけ事案等は、この5年、年間300件前後で推移し続けており、今後も通学路等における子供の安全対策を継続していく必要がある。

したがって、下記のとおり「通学路安全の日」の指定を継続し、通学路等における子供の安全確保に向けた活動を実施するので、地域住民と一体となった積極的な活動に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 「通学路安全の日」指定の趣旨

条例第17条第2項には、通学路等の管理者、児童等の保護者、地域住民、学校等の設置者・管理者及び通学路等の所在を管轄する警察署長は、連携して通学路等における子供の安全確保に努めることが明記されている。

また、令和3年中、県内で発生した子供に対する声かけ事案等については、約7割近くが登下校の時間帯(概ね、午前7時から午前9時までの間及び午後3時から午後7時までの間)に発生している状況である。

このため、通学路等における安全対策の重要性を県民に引き続き理解してもらい、行政、関係団体及び地域住民が協働して子供の通学路等の安全確保を図ることを目的に「通学路安全の日」を指定しているものである。

2 「通学路安全の日」の指定日

毎月(8月は除く。)第三木曜日とする。ただし、当該日が祝日である場合はその翌日とする。

3 活動の重点（三つの目で見ると）

- (1) 通学路等における登下校時の子供の見守り（子供を見守る目）
- (2) パトロールによる通学路等の安全点検（安全点検の目）
- (3) 地域住民や関係機関との情報交換により、通学路やその周辺における状況の変化を把握（変化を見る目）

4 活動の名称

指定日である第「三木」曜日と、活動重点である「三」つの「目」で見ると読み替えて「三もく^{さん}」と呼称し、「三もく活動の日^{さん}」としている。

5 活動要領

「通学路安全の日」は、関係機関、児童等の保護者、地域住民及び防犯ボランティア団体と連携して、子供の登下校時間帯を中心に、通学路及びその周辺における見守り、パトロール活動及び子供への声かけ活動といった安全対策に取り組むこと。

6 活動に当たっての配意事項

- (1) 活動は、関係機関や防犯ボランティア団体と連携することが重要であるため、広報紙や各種会議等を通じて、学校、児童等の保護者、地域住民、防犯ボランティア団体及び事業者等に対して積極的な参加を呼びかけること。
- (2) パトロール活動は、自主防犯パトロール団体にも協力を依頼して青色回転灯装備車両を活用すること。
- (3) 活動に際しては、犯罪発生状況や声かけ事案の分析、地域住民との情報交換等、通学路等の安全確保に関する情報収集を図り、効果的なパトロールに資すること。
- (4) 当該活動に参加する県民は、真に子供の安全を願い、自発的に活動へ参加していることを念頭に置き、県警察においても積極的な活動を行うこと。